様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　2月　14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　かぶしきがいしゃびーつ  一般事業主の氏名又は名称　 株式会社ビーツ  （ふりがな）　　　かしわぎ　またひろ  （法人の場合）代表者の氏名　　　　　　 柏木　又浩  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所　〒５４１－００４１  大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号  法人番号　１０１０００１１９５４５７  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略 | | 公表日 | ２０２４年１１月６日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  「DX戦略」  「DXによるブランドエクスペリエンスの進化」  https://www.beeats.co.jp/dx-strategy/ | | 記載内容抜粋 | デジタルトランスフォーメーション（DX）を軸に、株式会社ビーツは新たな時代の顧客体験を創造します。  「リテール領域のブランド体験を共創する」というミッションのもと、ビーツはクライアントの顧客接点でさまざまなデジタルソリューションを提供してきました。  （中略）  今後は、オフラインオーガナイザーとして、クリエイティビティにデータやテクノロジーを組み合わせることで、店舗という最強の顧客接点で体感できるブランドエクスペリエンスを大きく進化させます。  クリエイションにAIを活用するなど、最適化、合理化を目指すとともに、現行の各事業にデータ連携を取り入れるなど、全社的なDX推進体制を整備し、デジタル技術を駆使してデータに基づく戦略的な意思決定と業務プロセスの最適化を進めます。  DXの推進により、業務の効率化と新しい価値の創出を実現し、豊かなブランド体験を提供していきます。  株式会社ビーツ  代表取締役社長 柏木 又浩 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該戦略を含む方向性の決定は、当社職務権限規程における「IT統制に関する基本方針の立案及び実施」および「業法上の届出事項」に該当するため、取締役会承認をもって、代表取締役社長の権限で決定・実施しています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略 | | 公表日 | ２０２４年１１月６日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  「DX戦略」  企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定  https://www.beeats.co.jp/dx-strategy/ | | 記載内容抜粋 | デジタル技術の進展に伴い、当社は経営効率の向上と顧客満足度の向上を目指してDX（デジタルトランスフォーメーション）戦略を推進します。以下に具体的な取り組みを示します。  1. 各事業におけるDXの推進  当社の各事業においてデジタル技術の活用を検討、実行することでDX戦略を具体的に推進します。  ＜活用例＞  ・施工／展示会：クリエイティブへのAI活用、来場者のデータ分析よるPDCAの循環  ・SPツール：クリエイティブへのAI活用、デジタルツール移行によるデータ収集と分析  ・デジタル：デジタルツール※から収集したデータの分析と活用、外部データとの連携  ※クラウドサイネージシステム、ボディデータ計測システム等  2. DXの具体例と効果  上記方策に基づき具体的に以下の活用がなされ、業務効率化と顧客満足の向上につながっています。引き続き具体的な取り組みを推進します。  ＜具体例＞  ・展示会において人流計測を行い分析、改善提案に活用  ・ドラフト段階におけるクリエイティブのアイディア出しにAIを活用  ・画像補正やクリエイティブチェックへのAI活用  ・デジタルツールによって収集した稼働データ等に基づき、顧客へのコンテンツ提案に活用  3. 社内プロセス変革による業務効率化  すべての社内プロセスをDXの視点から見直し、独自のDX施策と外部サービスの利用により、業務効率化を実現します。  ＜独自のDX施策＞  ・クリエイティブのAI化：個別の事業に限定せず、クリエイティブに幅広くAIを活用することで工数削減と新たな視点の獲得を両立します。  ＜外部サービスの利用＞  ・契約書レビュー：AIレビューシステムを活用し、工数・労働時間を削減します。  ・CMS（コンテンツ管理システム）：コンテンツの制作・管理の効率化を図ります。  ・SFA（営業管理システム）：営業活動の管理を効率化します。  ・MAツール（マーケティングオートメーション）：マーケティング活動を自動化・効率化します。  ・オンライン商談ツール：リモートでの商談を促進し、移動時間を削減します。  ・請求管理システム：請求プロセスを効率化し、工数・労働時間を削減します。  これらの取り組みにより、社内プロセス全体の効率化を推進し、各フェーズで発生する工数と労働時間の削減を実現し、顧客に最適なソリューションを提供します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本戦略の決定は当社職務権限規程における「IT統制に関する基本方針の立案及び実施」および「業法上の届出」に該当するため、取締役会承認をもって、代表取締役社長の権限で決定・実施しています |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  「DX戦略」  戦略を効果的に進めるための体制  https://www.beeats.co.jp/dx-strategy/ | | 記載内容抜粋 | 当社は、 DXの活用・推進の強化に取り組むに当たり、DXの推進部門としてデジタルオペレーションセンター内にチームを設置しました。  代表取締役社長を中心として、役員ならびに各部推進者による体制で  ・モニタリング  ・ノウハウの蓄積・展開  ・人材の育成ならびに確保  を全社横断的に行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  「DX戦略」  最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策  https://www.beeats.co.jp/dx-strategy/ | | 記載内容抜粋 | 当社は、全社横断の全社戦略会議を定期的に開催することで、最新のDXツールを開発・導入・活用するための予算配分や体制強化、運用する仕組みづくりに関する方向性を示し、組織の壁を越えた連携を推進することで、自らを変革する企業文化を醸成します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略 | | 公表日 | ２０２４年１１月６日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページにて掲載  「DX戦略」  成果目標  https://www.beeats.co.jp/dx-strategy/ | | 記載内容抜粋 | ・情報セキュリティ研修を年に一回以上実施し、社員全員のDXリテラシーを底上げします。  ・デジタル技術を活用することに関連する資格を取得推奨資格として一つ以上設けます。  ・デジタル案件において営業プロセス変革のために導入する各ツールの利用率100％を目指します。  ・残業時間の削減に取り組み、その達成度を管理します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年１１月６日 | | 発信方法 | 自社ホームページにて掲載  「DX戦略」  「DXによるブランドエクスペリエンスの進化」  https://www.beeats.co.jp/dx-strategy/ | | 発信内容 | 発信内容 デジタルトランスフォーメーション（DX）を軸に、株式会社ビーツは新たな時代の顧客体験を創造します。  「リテール領域のブランド体験を共創する」というミッションのもと、ビーツはクライアントの顧客接点でさまざまなデジタルソリューションを提供してきました。  具体的には2019年にクラウド配信サービス「クラモニ」、2023年に3Dボディスキャナー開発のiBODY JAPANと業務提携をしております。  また社内業務のDX化も進めており、2023年に導入したMAツールをはじめ、業務効率化に取り組んでいます。  今後は、オフラインオーガナイザーとして、クリエイティビティにデータやテクノロジーを組み合わせることで、店舗という最強の顧客接点で体感できるブランドエクスペリエンスを大きく進化させます。  クリエイションにAIを活用するなど、最適化、合理化を目指すとともに、現行の各事業にデータ連携を取り入れるなど、全社的なDX推進体制を整備し、デジタル技術を駆使してデータに基づく戦略的な意思決定と業務プロセスの最適化を進めます。  DXの推進により、業務の効率化と新しい価値の創出を実現し、豊かなブランド体験を提供していきます。  代表取締役　柏木 又浩 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年５月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年１０月頃　～　２０２３年１２月頃 | | 実施内容 | 当社ホームページへ情報セキュリティ基本方針を公表（2023/12/28）するとともにSECURITY ACTION制度の二つ星自己宣言も行っております。  　また、情報セキュリティ基本規程の策定やセキュリティ確保に必要な管理手法やルールを定め、定期的な点検の実施等を行うことで、組織的な個人情報保護、事業情報の保護、サイバー攻撃への対応等に努めております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。